

◎佐賀県条例第17号

佐賀県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県獣医師修学資金貸与条例（平成5年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(貸与の額等)</p> <p>第4条 修学資金の貸与額は、<u>年額120万円</u>とする。ただし、貸与期間は、当該大学における正規の修学期間を超えてはならない。</p> <p>(返還等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金の貸与期間（修学資金の貸与の停止に係る期間を除く。）の2分の3に相当する期間を満了する前に指定機関において獣医師の業務に従事しなくなったときは、当該従事しなくなった期間に応じ規則で定める方法により算出した額の返還金及び加算金を返還しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(貸与の額等)</p> <p>第4条 修学資金の貸与額は、<u>次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</u>とする。ただし、貸与期間は、当該大学における正規の修学期間を超えてはならない。</p> <p>(1) <u>国立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校である大学をいう。）又は公立大学（同項に規定する公立学校である大学をいう。）に在学する者</u> 月額10万円</p> <p>(2) <u>私立大学（学校教育法第2条第2項に規定する私立学校である大学をいう。）に在学する者</u> 月額20万円又は10万円</p> <p>(返還等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金の貸与期間（修学資金の貸与の停止に係る期間を除く。<u>以下この項及び第9条第1項第1号において同じ。</u>）の2分の3に相当する期間（<u>修学資金の貸与額が月額20万円の貸与期間がある場合にあっては、当該貸与期間の3分の5に相当する期間と修学資金の貸与額が月額10万円の貸与期間の2分の3に相当する期間とを合算した期間。第9条第1項第1号において同じ。</u>）を満了する前に指定機関において獣医師の業務に従事しなくなったときは、当該従事しなくなった期間に応じ規則で定める方法により算出した額の返還金及び加算金を返還しなければならない。</p> <p>3 略</p>

改正前	改正後
<p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還金及び加算金の返還を免除する。</p> <p>(1) 獣医師免許を取得後1年以内に指定機関において獣医師の業務に従事し、その従事した期間が修学資金の貸与期間の2分の3に達したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還金及び加算金の返還を免除する。</p> <p>(1) 獣医師免許を取得後1年以内に指定機関において獣医師の業務に従事し、その従事した期間が修学資金の貸与期間の2分の3に相当する期間に達したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県獣医師修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。